

河内長野市緊急通報システムについて

ひとり暮らしの高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活していただけるように、自宅に緊急通報装置を設置し、急病等の緊急時における迅速な対応や、不安の解消を図ります。

内容	<p>緊急時や健康等に関する相談を行いたい時に、装置本体の「緊急」ボタン、「相談」ボタン、またはペンダント型通報装置のボタンを押すだけで、警備会社のガードセンターやヘルスケアセンター(委託事業者:ALSOK)に直接つながり、そこで緊急対応要員の出動指令や消防への通報、健康相談などの対応を、365日24時間実施いたします。</p> <p>また、安否センサーにより、一定時間、自宅内で生活活動が感知できなかった場合に、自動的にガードセンターに通報が届き、緊急対応要員が駆けつけ、安全を確認します。</p> <p>※駆けつけた際の安全確認のため、ご自宅の合鍵(1本)をALSOKに預けていただく必要があります。</p>
対象者	<p>おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者または認知症高齢者を抱えるおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯など</p>
申請方法	<p>次の書類を、市役所2階のいきいき高齢・福祉課に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none">① 河内長野市緊急通報システム登録申請書兼誓約書 (様式第1号) ※申請にあたっては、なるべく緊急連絡先2名の登録も行ってください② 河内長野市緊急通報システム登録者状況表 (様式第2号)③ 河内長野市緊急通報装置レンタル及びレンタル料金助成申請書 (様式第5号)④ 生計中心者の前年分(1月から6月までの間の申請は前々年分)の 所得税額を証する書面 ※当年(1月から6月までの間の申請は前年)の1月1日に当市に住民票が無い場合 ※生計中心者とは、同一住居に居住する方のうち最も所得の高い方のことをいいます
申請の流れ	<p>申請 ⇒ 審査 ⇒ 決定 ⇒ 登録・装置の設置 の流れになります。</p> <p>※ 申請から設置まで、1か月半～2か月程度かかります。</p> <p>※ 装置の設置やレンタル料金の支払方法に関しては、決定後、委託事業者から設置日時の連絡やレンタル料金の支払方法についての案内があります。</p> <p>※ 設置後、おおむね5年毎に装置の電池交換が必要です。交換時期になりましたら、委託事業者から交換日時の連絡があります。(交換は無料です。)</p>

レンタル料・通話料など

- 緊急通報装置を利用するためには、装置をレンタルする必要があります。
- 通常のレンタル料金は、「**月額1,400円**」です。
- 上記料金については、レンタル料金の助成申請をすることで料金の一部または全額の助成を受けることができます。助成基準は、生計中心者(同一住居に居住する方のうち最も所得の高い方)の前年分(1月から6月までの間の申請は前々年分)の所得税額によって決まります。
レンタル料金助成後の料金は下表のとおりです。

階層	利用者世帯の階層区分	助成基準(月額)	助成後料金(月額)
A	生活保護法による被保護世帯	10/10	0円
B	生計中心者の前年分の所得税額が非課税	10/10	0円
C	〃 5,000円以下	9/10	140円
D	〃 5,001円～15,000円以下	9/10	140円
E	〃 15,001円～40,000円以下	2/3	467円
F	〃 40,001円～70,000円以下	1/2	700円
G	〃 70,001円以上	対象外	1,400円

- 上記とは別に緊急通報や装置の保守用の通報、健康相談などの場合に、通話料が発生します。

電話回線について

緊急通報装置は、**NTTアナログ回線での利用が原則**となっております。

NTTアナログ回線以外の電話回線で緊急通報装置を利用すると、通常のサービスが利用できないことがありますので、**NTTアナログ回線以外の回線を利用の方については、注意事項等について理解し、誓約いただける方のみ申請ができます。**

(注意事項等については、次ページの「NTTアナログ回線以外の電話回線利用に伴う緊急通報装置の利用上のご注意」を必ずご確認ください。)

◎ **問題なくご利用いただける回線**

- NTTアナログ回線

△ **注意事項等について理解し、誓約いただける方が利用できる回線**

- NTT ISDN回線
- ADSL回線【タイプ1/電話共用タイプ】
- 光(電話)回線・ケーブルテレビ回線(J:COMフォンなど)
- ソフトバンクテレコムおとくライン・KDDIメタルプラスなど

※ただし、設置工事の際、通信のテストをさせていただいた結果、回線が接続できない場合は、設置をお断りする場合があります。

× **ご利用できない回線**

- 「050」から始まる電話番号の方
- KDDIホームプラス電話

NTTアナログ回線以外の電話回線利用に伴う 緊急通報装置の利用上のご注意！！

河内長野市緊急通報システムで使用する緊急通報装置は、NTTのアナログ電話回線専用機器として設計された装置です。

このため、それ以外の電話回線で利用すると、装置や周辺機器に不具合が発生し通常のサービスが提供されない場合があります。

よって、緊急通報システムの利用は、原則、停電時においても利用できるNTTアナログ回線に限らせていただきます。

NTTアナログ回線以外の回線でのご利用を希望される場合は、下記のような場合があることを理解し、そのリスクをご了解いただいた旨の誓約をいただいた方に限り、設置させていただきます。

～どのような不具合が起こりうるのか？～

●緊急通報が委託事業者が届かないことがあります。

※特に、停電時や、ご加入の電話会社等が回線工事を行う場合、緊急通報が委託事業者が届かないことがあります。

そのため、緊急時に対応ができない状況が発生するおそれがあります。

●ご家庭の回線の通信状況等により、設置できない場合があります。

※設置工事の際、通信のテストをさせていただいた結果、回線が接続できない場合は、設置をお断りする場合があります。

●保守通報(停電・バッテリー切れ等)が実施されない、定時通報(装置設置後、30日おきに装置に異常がないかの確認通報)の設定ができない、装置の設置後、電話の通話時に雑音や音とびが生じたり、インターネット利用時の通信速度が遅くなる、などの場合があります。

誓約内容について	<p>申請にあたり、事前に誓約いただく内容は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、関係機関等や市が行う、緊急通報装置を設置するため必要な場合に行う家屋の破損(壁に穴を開ける等)や、緊急通報を受けた場合に自宅に緊急に立ち入ることや、その際緊急に必要な場合に行う家屋の破損(窓を割る等)や、立ち入りの結果病院等に搬送された後に無人となった自宅の管理は行わない、などの行為について異議申し立てや賠償請求、訴訟等を行わないものであること。 2、緊急通報システムを運営する範囲内において、市がその運営に必要と認める委託事業者や地域包括支援センター等の関係機関に対して、申請内容に関する個人情報提供や、その情報に基づく自宅訪問等に同意するものであること。 3、緊急通報装置(本体・ペンダント)の紛失や、き損があった場合は、弁償することに同意するものであること。 4、緊急通報システムを運営する範囲内において、住民基本台帳や市民税課税台帳、生活保護台帳等における個人情報について、必要な場合には市が各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾するものであること。 5、緊急通報装置をNTTアナログ回線以外の電話回線で利用する場合は、停電時等の場合において装置の緊急・相談ボタンが正常に作動しない可能性があるといったような危険性や、定時通報が実施されないこと、また周辺機器の不具合により通常のサービスが提供されない場合があるといったようなリスクを理解し、それら危険性を了解したうえで申請を行い、これに起因するいかなる苦情や損害賠償、訴訟などについて、委託事業者及び市に対して一切申し立てないことを誓約するものであること。
----------	---

その他	<p>玄関の鍵については、あらかじめ鍵を1本預かり、河内長野市内のALSOKの事業所で厳重に管理します。緊急時に持ち出して対応します。</p> <p>在宅復帰の見込が無い長期入院、施設入所、転出、死亡、などの場合は装置の撤去が必要となりますので、必ず下記担当課へ届出(連絡)が必要です。</p> <p>市内転居、電話回線を変更した、緊急連絡先が変更になった、預けている鍵を変更した、などの場合は、必ず下記担当課へ届出(連絡)が必要です。</p>
-----	--

① 通報機本体

緊急時、『緊急』ボタンを押すと、電話回線を利用してALSOKのガードセンターに通報が届き、本体のスピーカーを通してALSOKと会話ができます。(24時間365日)

また、『相談』ボタンを押すと、同様にALSOKのヘルスケアセンターに通報が届き、看護師等に健康相談等ができます。(24時間365日)

『外出』ボタンは、外出前にボタンを押すことで、下記の安否センサーの作動を制御します。



② ペンダント型発信機

通報機本体まで行くことができない時などに使用します。ボタンを押すと通報機本体につながり、本体のスピーカーを通してALSOKと会話ができます。

なお、生活防水機能がついています。使用可能範囲は通報機本体を設置している家屋内のみです。



③ 安否センサー(ライフリズム監視)

一定時間(24時間)、自宅内で生活活動が感知できなかった場合に、自動的にALSOKのガードセンターに通報が届き、緊急対応要員が駆けつけ、安全を確認します。



【お問い合わせ・申請書等ご提出先】

〒586-8501大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

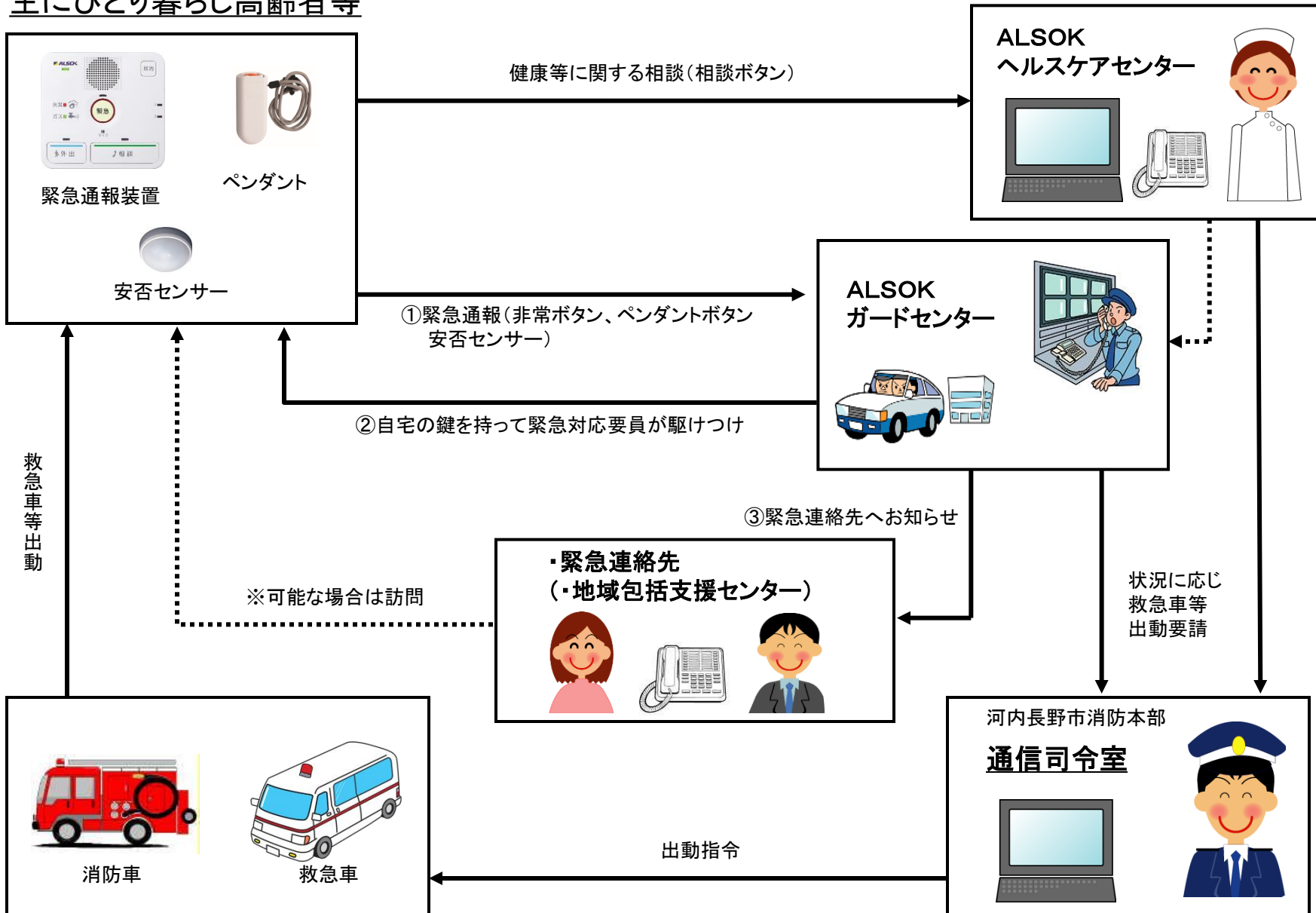
河内長野市役所2階 いきいき高齢・福祉課

TEL:0721-53-1111

FAX:0721-50-1088

河内長野市緊急通報システム図

主にひとり暮らし高齢者等



様式第1号(第5条関係)

河内長野市緊急通報システム登録申請書 兼 誓約書

年 月 日

(宛先) 河内長野市長

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号 _____

下記のとおり緊急通報システムの登録を申請します。

記

対象者	フリガナ		性別	生年月日	年 月 日
	氏名		男・女		
	住所				
	電話番号				
	区分	高齢者	ひとり暮らし・高齢者のみ世帯・その他()		
		障害者	ひとり暮らし・重度身体障害者を抱える世帯		
緊急連絡先	上記対象者の緊急連絡先(協力員)				
	第1	住所			続柄等
		氏名		電話番号	
	第2	住所			続柄等
		氏名		電話番号	
電話回線 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)		<input type="checkbox"/> NTTアナログ回線 <input type="checkbox"/> NTTアナログ回線以外			
親族の状況 (上記以外)	氏名	続柄	住所	電話番号	
備考					

緊急通報システムへの登録にあたり、次の事項について誓約します。

<p>1. 私は河内長野市緊急通報システムの利用に関し、市及び関係機関等が対応した措置(住居内への立ち入り、住居等への破損行為等)について、いかなる苦情、賠償請求、訴訟等を申し立てません。</p> <p>2. 利用にあたり、市が必要と認める関係機関への個人情報の提供や調査・訪問等に協力することを同意します。</p> <p>3. 装置の紛失、き損があった場合は、有償実費負担となることに同意します。</p> <p>4. 河内長野市緊急通報システム運営事業の利用に関し必要となる住民基本台帳、市民税課税台帳、生活保護台帳等における個人情報について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。</p> <p>5. 河内長野市緊急通報システム運営事業で貸与される緊急通報装置について、NTTアナログ電話回線での利用が前提となっており、それ以外の回線を利用した場合、緊急・相談ボタンが起動しない、定時通報等が実施されない、または周辺機器の不良が生じる等の不具合により、通常のサービスが提供されない場合がある旨を理解しました。</p> <p>私は、NTTアナログ電話回線以外の回線を利用した場合に発生した不具合に起因するいかなる苦情、賠償請求、訴訟等について、市及び関係機関等に対し一切申し立てないことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">対象者氏名 _____ 印 _____</p>

河内長野市緊急通報システム登録者状況表

登録者について	氏名				性別	男・女	写真
	生年月日	年 月 日					
	住所	河内長野市					
	身体障害者手帳	障害名	種	級	第	号	
	視力障害	1 無	2 有(生活に障害：大いにあり・あり・あまりない)				
	聴力障害	1 無	2 有(生活に障害：大いにあり・あり・あまりない)				
	言語障害	1 無	2 有(生活に障害：大いにあり・あり・あまりない)				
	意志表示	1 有	2 少しあり	3 無			
	歩行	1 ほとんど歩けない 2 車イスは使用できる 3 要介助 4 できる(補助具使用も含む)					
	立位	1 できない	2 要介助	3 できる			
	座位	1 できない	2 要介助	3 できる			
	寝返り	1 できない	2 要介助	3 できる			
	衣類着脱	1 できない	2 要介助	3 できる			
	食事	1 できない	2 要介助	3 できる			
	排尿排便	1 いつもおむつ 2 夜間おむつ 3 要介助 4 できる(ポータブル・尿器・便器使用も含む)					
	入浴	1 できない	2 要介助	3 できる			
	会話理解	1 できない	2 少しできる	3 できる			
	情緒表出	1 有	2 少しあり	3 無	※情緒表出…喜怒哀等の感情の動きが見受けられるかどうか		
	生活意欲	1 ほとんどなし	2 低い	3 やや低い	4 普通		
	生活	1 集団生活ができる 2 家族以外にもなじみやすい 3 家族以外にはなじまない					
	行動	1 特にかわったところはない 2 下記の問題行動がある ① 不潔な行為がある ② 目的なく歩き回る ③ 性的な問題行動がある ④ 興奮して騒ぐ ⑤ 昼と夜の区別がない ⑥ 攻撃的である ⑦ 自傷行為、火の不始末がある ⑧ 現実と違う行動がある ⑨ その他の問題行動がある 具体的に()					
主な病気	病名	発病年月		主治医	医療機関名：_____		
					医師名：_____		
					住所：_____		
					電話番号：_____		
親族の状況	氏名	続柄	住所		電話番号		
備考	現在利用中の 居宅介護支援事業所名 _____ 事業所電話番号 _____ 担当ケアマネジャー氏名 _____						

※この状況表は、緊急及び相談通報時に適切な対応ができるように提出していただくものです。
それ以外の目的には使用しません。

様式第5号(第8条関係)

河内長野市緊急通報装置レンタル及びレンタル料金助成申請書

年 月 日

(宛先) 河内長野市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

河内長野市緊急通報システム運営事業要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり緊急通報装置のレンタル及びレンタル料金の助成を受けたいので申請します。

記

区 分		① 高齢者		2 身体障害者	
レ ン タ ル 種 目		緊急通報装置		レンタル品名 S-727一式	
対 象 者	フリガナ		男・女	生 年 月 日	年 月 日
	氏 名				
	住 所				
	電 話 番 号				
	状 況	自宅・借家・公営又は公団・借間・社宅・その他() ひとり暮らし・高齢者のみ世帯・その他()			
生 計 中 心 者	フリガナ		男・女	生 年 月 日	年 月 日
	氏 名				
	住 所				
	電 話 番 号				
	対象者との続柄		同居の有無		

※生計中心者の前年分（1月から6月までの間の申請に当たっては、前々年分）の所得税の額を証する書面を添付してください。